

令和7年度網走市公衆無線 L A N環境整備事業
(公衆無線LAN更改)
仕 様 書

令和 7 年 1 0 月
網走市

令和7年度網走市公衆無線LAN環境整備事業仕様書

1. 名称

令和7年度網走市公衆無線LAN環境整備事業（公衆無線LAN更改）

2. 業務概要

網走市が、平成30年度に構築した公衆無線LAN（Wi-Fi）のAPおよびNW機器が更改期を迎えることから機器更改を実施する。なおWi-Fiサービスの提供に関して、以下に定める公衆無線LAN（Wi-Fi）サービスを提供することにより、施設利用者がスマートフォン、タブレット端末等を利用して手軽にSNS等で情報発信を行う等の無料でインターネットに接続できる環境や、ネットワークが輻輳する災害時でも安定したインターネットによる通信を確保し、避難者による避難情報の取得や安否情報を発信する環境の整備を目的とする。

また、平成30年度～令和5年度に整備した公衆無線LAN整備業務と同様に、同じSSIDを使用し、使用者への利便性を図る。

3. 業務の目的

本業務は、主に市民および網走市に來訪する観光客が利用する網走市の施設（道の駅、エコーセンター）に設置したアクセスポイントを更改し、継続してインターネット環境を整備提供することで、施設利用者等がWi-Fiを利用して、平時だけでなく災害時にも容易に情報を収集・発信できる環境を整備することを目的とする。

4. 工期

契約締結日から令和7年12月31日まで

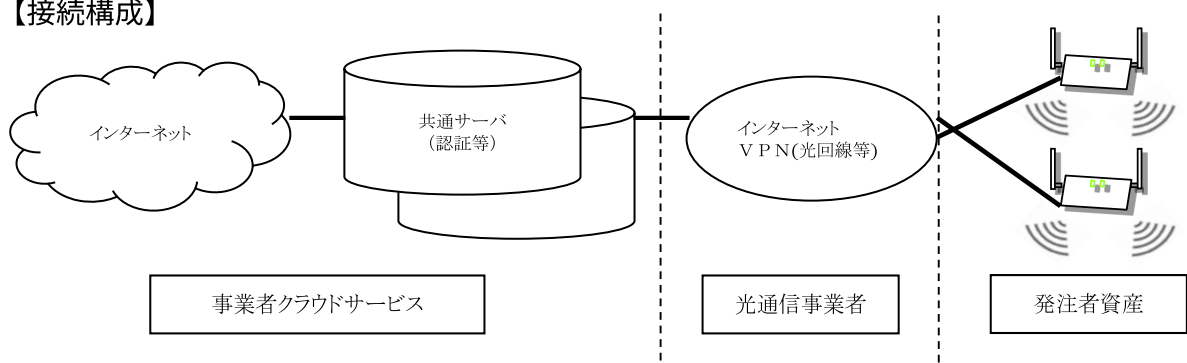
5. 業務内容

下記に定めるとおり対象エリアにおいて、公衆無線LAN環境の整備を行う。

(1) 全般

- ・公衆無線LAN環境の接続構成の概略を下図に示す。

【接続構成】



- ・認証サーバやセキュリティ装置等は平成30年度無線システム普及支援事業費等補助金「公衆無線LAN環境整備支援事業」で整備したクラウドサービスと連携できること。

(2) 利用環境

- ・整備対象エリアにおいて、全ての人（国内の通信サービス事業者と契約していない訪

日外国人等も含む）が無料で公衆無線LAN（Wi-Fi）を利用してインターネット接続ができること。

(3) サーバ及びインターネット

- ・サーバ及び利用者がインターネット接続するためのネットワーク環境（回線およびインターネットサービスプロバイダ（以下、「ISP」という。）契約）は、受託者が新規に整備または受託者の既存設備を活用し整備すること。
※サーバ設備については、次回設備更改の費用軽減のため受託者のサービスとして提供され、受託者により長期的に設備の維持運用が可能なが望ましい。
※サーバ設備設置場所は受託者にて確保することが望ましい。なお、設置場所確保に係る費用（設置費用・電気料）は受託者が負担すること。
- ・公衆無線LANの接続制限時間及び回数は発注者が任意に指定できること。
- ・有害サイトのフィルタリング機能を設定できること。
- ・サーバのセキュリティ対策を含む運用業務は受託者が実施すること。
- ・Wi-Fiクラウドを形成するサーバ等の機器構成は二重化されていること。
- ・Wi-Fiクラウド利用実績について本市と同等以上の規模で運用実績があること。

(4) ポータル

- ・利用者が本業務により提供する公衆無線LANサービスに接続した場合、最初に独自ポータル画面の表示を可能とすること。
- ・ポータル画面（利用規約及びセキュリティに関する規約の表示を含む）は多言語に対応すること。なお、日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、フランス語への対応は必須とする。
- ・利用者が言語を選択することなく、ブラウザ言語設定に即した言語のポータル画面を自動的に表示できる機能を有すること。

ポータル画面の対応言語以外の場合は特定の言語にて表示が可能であること。

- ・発注者が指定するWebサイトへのリダイレクトを可能とすること。
- ・利用者が遵守すべく事項や、公衆無線LANサービスの内容・機能を明記した利用規約及びセキュリティに関する規約を策定し、利用開始前に利用規約及びセキュリティに関する規約を掲載し、利用者に同意を得ること。

(5) 認証

- ・不特定かつ多数の利用を想定する公衆無線LANサービスの犯罪利用・不正利用等を防止するため、利用時の認証は一定程度の本人性が確認できる下記①および②の認証方式を併用すること。

①SNSアカウント（Facebook、X（旧Twitter）等）を利用した認証方式

②利用していることの確認を含めたメール（メールリターン）認証方式

→認証画面にて登録したメールアドレスへ送信される本登録用メールに記載されたURLをクリックすることで認証完了とすること。

※なお、国内の通信サービス事業者と契約していない訪日外国人等は、本登録用メールの受信が困難なため、手続きに必要な一定時間（10分程度）はインターネット接続を可能とすること。

- ・登録した利用者情報を一定期間保持し、一度利用者情報を登録した利用者が、再度アクセスする際にエントリ画面が簡易となるように（認証手順省略等）すること。

(6) 災害時におけるWi-Fi開放対応

- ・災害時には利用者登録の有無に関わらず、認証等を省略して利用者にインターネット接続を開放する災害用ポータル画面へ遷移させる機能を有すること。

- ・接続後は平時と異なる発注者が指定するURLへ画面遷移することができること。
- ・災害時のWi-Fi開放切替えは、次の両方に対応すること。
- ①委託者の判断に基づき、発注者によりWeb上にて迅速に切替える運用
- ②気象庁等の情報に基づき、自動で切り替える運用
- ・他の自治体における実際の災害時における対応実績を示すこと。

(7) 災害時の利用の確保について

- ・災害時の利用確保の観点から、本業務の各拠点の施工に関しては、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」に基づき対応すること。

(8) 認証連携

- ・整備するアクセスポイントは、日本人及び外国人の利用が多い日本全国主要駅・空港・コンビニエンスストアや百貨店などの商業施設、道内外の他自治体が整備した観光スポット・公共施設等で手軽にフリーWi-Fiに接続できるアプリケーション（Japan Wi-Fi auto-connect）による認証連携が可能であること。
- ※認証連携とは日本人、外国人を問わず、アプリケーション等に認証情報（メールアドレス等）を登録することで、複数のサービス認証が行える仕組みをいう。
- ・登録された利用者情報を一定期間保持し、一度認証登録した利用者が再度アクセスする際は、エントリ画面が簡易となるように（認証手順省略等）すること。

(9) アクセス回線

- ・整備エリアのアクセス回線は光回線を使用することとし、発注者が用意するものを利用すること。
- ・アクセス回線のインターネット接続サービス（ISP契約）は委託者が用意するものを利用すること。

(10) アクセスポイント

- ・アクセスポイントは以下の機能を満たすこと。

項目		機能
使用可能周波数		2.4GHz帯、5GHz帯の両方に対応可能
無線LAN規格		IEEE802.11a/g/n/ac/ax
SSID		8個以上
動作環境	屋外AP	温度：-40℃～65℃ 、湿度：5～93%（非結露）

- ・発注者が指定する固有のSSIDを利用できること。
（一般の施設利用者は、平成30年度以降に整備したABASIRI City Wi-Fiと同じSSIDを利用できること。）
- ・SSID接続後、スマートフォンのブラウザ等を起動後、無料インターネット接続機能等を案内するポータル画面が表示されること。
- ・アクセスポイントを設置する場所の詳細は発注者と協議のうえ決定するものとするが、各設置場所における公衆無線LAN利用エリアの範囲が最大となるよう、現場調査等を実施し、その根拠となる資料を提出すること。
- ・アクセスポイントの設置場所については、安全性の確保や電波調査等の実施による最適な設置場所の検討を実施し、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・整備エリアの環境や特性に応じ、有効伝送距離、電波干渉への対応等を考慮すること。
- ・遠隔監視に対応可能であること。
- ・各拠点のアクセスポイント設置に際し、公衆無線LAN環境整備に必要となるスイッチ

機器等については、本業務の範囲として必要機器の準備等を含めて受託者にて環境整備を行うこと。

- ・調査、設計、施設管理者との調整、諸手続き、設置工事等、機器整備に必要な全ての事項については、受託者の業務範囲とする。

※但し、アクセス回線及びインターネット接続サービスの利用に係る費用については、開通日（試験期間を含む）から発注者が負担する。

- ・WPA2/WPA3-Personal、WPA2/WPA3-Enterpriseモードに対応していること。
- ・1台のアクセスポイントに対し同時接続クライアント数が100以上であること。
- ・アクセスポイントの利用チャンネル・出力を自動制御可能なこと。
- ・SSID毎にアクセス制御を行う機能を有すること。
- ・ローミングアシスト機能等により自動的に最適なアクセスポイントに接続させる機能を有すること。
- ・アクセスポイントの設定をアクセスポイント単位および複数のアクセスポイントをグルーピング(フロア、エリア等)したもので管理できること。
- ・各アクセスポイントの接続端末数を把握できること。
- ・接続クライアントのアクセス品質を、無線接続状況、DHCPサーバ、認証サーバのレスポンス情報を収集したうえで問題事象を表示する機能を有すること。クライアント接続しているアクセスポイントの特定ができること。

(11) セキュリティ対策

- ・ウィルス対策や不正アクセス防止、改ざん防止等のセキュリティ対策を講じること。
- ・悪意ある第三者からの攻撃への対策として、端末同士の通信を拒否する設定をネットワーク上で行うこと。
- ・アクセスログやMACアドレス等をサーバ等に保持すること。
- ・アクセスポイント側のルータからデータセンタまでのネットワークをVPN網等によりグループ化し、グループ外の手回線からの接続を拒否すること。

(12) 整備対象エリア

- ・整備対象エリアは下記のとおり。
一般施設利用者が立ち入るエリアならびに災害時の避難場所と想定される箇所を整備対象エリアとする。
なお、各エリアのアクセスポイントとも、同時接続端末数が概ね50台以上になるよう設計を行うこと。

No.	エリア名（施設名等）	対象エリア
1	みなと観光交流センター （道の駅流氷街道網走）	イベント広場(駐車場)東側
		イベント広場(駐車場)西側
2	オホーツク・文化交流センター （エコセンター）	オホーツク・文化交流センター前庭

- ・対象エリアで利用者が可能な限り広い範囲で利用できるよう、アクセスポイントを適切に設置すること。

(13) 運用方法

- ・安定的な公衆無線LANサービスを継続的に提供できるよう、拠点側設備からクラウドネットワークまで、一元的に運営管理することができる体制を有すること。
- ・保守対応等に伴う停止を行う場合は、発注者へ事前に通知すること。
- ・アクセスログ、MACアドレス、利用者情報等の利用履歴を適切に蓄積・管理し、一定

期間保持すること。

- ・ 事件、事故等により警察からログの提出を求められた場合には、法令に基づき適切に対応すること。
- ・ 障害発生時は、速やかに復旧作業を行うこと。
- ・ 発注者からの指示により、サービス提供時間等を変更できる機能を有すること。

(14) 問い合わせ対応

- ・ 障害発生時において、発注者からの連絡を受け付ける窓口を設けること。

(15) 月次レポート

- ・ 公衆無線LANサービスの利用動向について、日別、月別でのインターネット認証数、利用時間帯、利用言語別の利用数等の統計データを毎月報告すること。

(16) 業務報告・成果物の提出

- ・ 整備業務完了後、成果物として支援事業に準じた完成資料及び本市が指定する完成資料（アクセスポイント及びケーブル等の写真及び図面、利用可能範囲を示した図面等）を提出すること。（電子データ）

(17) 実施体制及びスケジュール

- ・ 本業務の業務遂行に向けた具体的な対応方法及びスケジュールを提示すること。

(18) 追加提案

- ・ 本業務の目的に資する追加提案がある場合はこれを妨げない。
- ・ 本市の観光促進、若しくは観光客おもてなしの施策について提案を行うこと。
なお、本施策の提案については、本業務の費用に含めなくてよい。

6. 見積もり

(1) 整備費用

- ・ 提出するに見積書には「5.業務内容」を実現するために必要な整備費用を全て含むこと。
- ・ 追加で提案する機能に関する見積もりについては上記とは別に提出すること。

(2) 運用費用

- ・ 本更改工事とは別に「5.業務内容」を実現するために必要な年間の運用費用を提示すること。
見積もりは下記項目に分計すること。
 - 運用保守費用（公衆無線LANの監視・運用・保守に関する費用）
 - アクセス回線費用
 - インターネット接続サービス費用
- ・ 追加で提案する機能に関する見積もりについては上記とは別に提出すること。

7. その他

- ・ 本仕様書に記載のない点については、発注者に確認の上、その指示に従うこと。